

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正法施行日において現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

- 一 改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型） 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）

- 二 旧規則第一条第三号の技能検定員審査（普通） 新規則第一条第四号の技能検定員審査（普通）

- 三 旧規則第一条第九号の技能検定員審査（中型二種） 新規則第一条第十号の技能検定員審査（中型二

種)

四 旧規則第一条第十号の技能検定員審査（普通二種） 新規則第一条第十一号の技能検定員審査（普通二種）

3 改正法施行日前に次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一 改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。） 改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許

二 旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。） 新法第八十四条第三項の普通自動車免許

三 旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許

4 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。

5 改正法施行日において現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

一 旧規則第十条第一項第二号の教習指導員審査（中型） 新規則第十条第一項第二号の教習指導員審査

（中型）

二 旧規則第十条第一項第三号の教習指導員審査（普通） 新規則第十条第一項第四号の教習指導員審査

（普通）

三 旧規則第十条第一項第九号の教習指導員審査（中型二種） 新規則第十条第一項第十号の教習指導員

審査（中型二種）

四 旧規則第十条第一項第十号の教習指導員審査（普通二種） 新規則第十条第一項第十一号の教習指導員審査（普通二種）

6 改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。

7 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。

8 改正法施行日において現に附則第二項各号に掲げる技能検定員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

9 改正法施行日において現に附則第五項各号に掲げる教習指導員審査の審査細目のいずれかについて旧規

則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

10 道路交通法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

二 当該申出に係る新法第八十四条第三項の免許の種類

三 第一号に係る者が前号に係る免許の種類について改正政令附則第三条第一項本文の規定の適用を受け
ることを希望しない旨

11 改正政令附則第四条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修で

あること。

二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

三 新法第八十四条第三項の準中型自動車免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができるとして都道府県公安委員会が認める研修であること。

12 改正政令附則第四条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、改正政令附則第三条第一項の規定により中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなされる技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者に前項に規定する研修を受けさせたときには、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。